

2020年7月28日

今治市南大門町2丁目2番地の4
四国ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた ガス料金等の取り扱いについて

当社（社長 片山泰志）は、2020年3月23日以降「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金等の取り扱いについて」特別措置を講じておりましたが、依然としてお客さまへの影響が継続している状況を踏まえ、2020年8月検針分のガス料金についても支払期限日の延長をいたします。

特別措置による供給条件については、以下の通りといたします。

記

1. 特別措置対象のお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金・総合支援資金の貸付を受けたお客さまで、当社にお申し出いただいた場合に適用いたします。

*本特別措置の適用対象に該当しない場合でも、新型コロナウイルス感染症の影響によりガス料金のお支払いにお困りの場合はご相談ください。

2. 特別措置の追加内容

支払期限日を2020年2月検針分（支払期限日*が3月25日以降となるものに限ります。）、3月及び4月、5月、6月検針分は2か月間、7月検針分は1か月間それぞれ延長しておりますが、8月検針分のガス料金についても支払期限日を1か月間延長いたします。

* 支払期限日：検針日の翌日から30日目

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいているお客さまは、自動的に変更後の内容を適用いたします。

本件に関するお問い合わせ先

四国ガス株式会社

今治支店	0898-32-5056
松山支店	089-945-1211
宇和島支店	0895-22-4650
高知支店	088-802-5005
徳島支店	088-654-2171
高松支店	087-821-8146
丸亀支店	0877-22-2301

以上

2020年6月30日

今治市南大門町2丁目2番地の4
四国ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた ガス料金等の取り扱いの一部変更について

当社（社長 片山泰志）は、2020年3月23日以降「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金等の取り扱いについて」特別措置を講じておりましたが、依然としてお客さまへの影響が継続している状況を踏まえ、ガス料金等の取り扱いについて内容をさらに一部変更いたします。

特別措置による供給条件の変更内容については、以下の通りといたします。

記

1. 特別措置対象のお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金・総合支援資金の貸付を受けたお客さまで、当社にお申し出いただいた場合に適用いたします。

*本特別措置の適用対象に該当しない場合でも、新型コロナウイルス感染症の影響によりガス料金のお支払いにお困りの場合はご相談ください。

2. 特別措置の変更内容

2020年2月検針分（支払期限日*が3月25日以降となるものに限ります。）、3月及び4月、5月検針分はそれぞれ2か月間延長しておりますが、6月検針分のガス料金の支払期限日を2か月間（従来は1か月間）延長し、7月検針分のガス料金の支払期限日を1か月間延長いたします。 *支払期限日：検針日の翌日から30日目

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいているお客さまは、自動的に変更後の内容を適用いたします。

本件に関するお問い合わせ先

四国ガス株式会社

今治支店	0898-32-5056
松山支店	089-945-1211
宇和島支店	0895-22-4650
高知支店	088-802-5005
徳島支店	088-654-2171
高松支店	087-821-8146
丸亀支店	0877-22-2301

以 上

2020年3月23日
2020年4月20日
2020年5月7日 【更新】

今治市南大門町2丁目2番地の4
四国ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた ガス料金等の取り扱いの一部変更について

当社（社長 片山泰志）は、2020年3月23日付及び2020年4月20日付「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金等の取り扱いについて」特別措置を講じておりますが、緊急事態宣言が延長されるなど、依然としてお客さまへの影響が継続している状況を踏まえ、ガス料金等の取り扱いについて内容をさらに一部変更いたします。

特別措置による供給条件の変更内容については、以下の通りといたします。

記

1. 特別措置対象のお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金・総合支援資金の貸付を受けたお客さまで、当社にお申し出いただいた場合に適用いたします。

*本特別措置の適用対象に該当しない場合でも、新型コロナウイルス感染症の影響によりガス料金のお支払いにお困りの場合はご相談ください。

2. 特別措置の変更内容

2020年2月検針分（支払期限日*が3月25日以降となるものに限ります。）、3月及び4月、5月検針分の各ガス料金の支払期限日を、それぞれ2か月間（従来は1か月延長）延長いたします。 *支払期限日：検針日の翌日から30日目

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいているお客さまは、自動的に2か月間延長に変更いたします。

（注）6月検針分は1か月間延長

本件に関するお問い合わせ先

四国ガス株式会社

今治支店	0898-32-5056
松山支店	089-945-1211
宇和島支店	0895-22-4650
高知支店	088-802-5005
徳島支店	088-654-2171
高松支店	087-821-8146
丸亀支店	0877-22-2301

以 上